

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (ハンガリーの新たな国境措置)

○9月1日より、ハンガリーへの入国に関して新たな措置が導入されます(現在の3つのカテゴリ毎による入国制限措置は廃止)。

○9月1日より同末日まで、隣国との間の国境における検問が一時的に再開されます。

30日、ハンガリー政府は、各国を感染状況等に応じて3つに分類したカテゴリ毎による現在の入国制限措置を廃止し、9月1日から実施する新たな入国制限措置に関する政令等を公布しました。同措置の概要は以下のとおりです。

また、隣国との間の国境における検問を、9月1日より同末日まで一時的に再開する旨の政令も併せて公布されました。

1 ハンガリー国籍者の家族である外国人、及び、永住許可証乃至滞在許可証を所持する外国人

(1) ハンガリー国籍者の家族である外国人、ハンガリー政府の発行する有効な永住許可証を所持する外国人及びその家族、及び、ハンガリー政府の発行する有効な滞在許可証を所持する外国人は、ハンガリー国籍者と同条件で(以下(2)～(3))、ハンガリーに入国することができます。

(2) 入国の際には健康診断が行われる可能性があり、新型コロナウイルスに感染の疑いがある場合には、入国後、当局が指定する場所(病院等)で隔離されます。また、感染の疑いがない場合には、入国後、当局の管理の下、自宅等で14日間隔離されます。

(注) 健康診断の内容は、今後、国立公衆衛生センター首席医務官により決定されます。

(3) 入国後5日以内に、2回のPCR検査を、最低48時間空けて受検し、検査結果が2回とも陰性の場合、隔離措置は免除されます。

2 上記以外の外国人(有効な滞在許可証をお持ちでない方は、こちらに該当します)

(1) 上記1(1)以外の外国人は、法律、政令で定める場合を除き、原則、入国することができません。

(2) ただし、以下のやむを得ない理由がある場合には、警察に対して特別入国許可を申請することができます。

(イ) 裁判への出廷等

(ロ) 政府機関等からの招聘状のある商用

(ハ) 医療機関の召喚状や、他の適切な証明書に基づく病気の治療

(ニ) 教育機関が発行する証明書に基づく就学及び試験の受験

(ホ) 運送業者の証明に基づく、運送業務に従事するための移動(ハンガリーから運送を

開始するための入国) 及び運送業務を終えて帰国する場合の入国

- (へ) 家族の結婚式や葬儀への出席
- (ト) 親族の介護・看護
- (チ) 重要な国際的なスポーツ、文化行事及び宗教行事への出席
- (リ) その他然るべき理由がある場合

(3) 上記2(2)の特別入国許可は、オンラインで申請することができ(ハンガリー語及び英語)、委任状があれば代理申請も可能です(申請方法につきましては、当館ホームページをご覧ください)。

許可を得て入国する際には、申請を行った上記2(2)のやむを得ない理由を証明する書類の原本を提示する必要があります。ただし、入国の際には健康診断が行われる可能性があり、新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合には、入国することはできず、感染している疑いがない場合には、14日間、当局の管理の下、当局が指定する場所(病院等)または自宅で隔離されます。

3 本件措置(上記1及び2)の主な例外措置は以下のとおりです。

(1) グループ企業等の商用目的で、内務大臣が定める国から渡航してきた外国人は制限なくハンガリーに入国することができます(30日付内務省令によると、全ての国から入国可能となっています)。

(2) 外務貿易大臣が内務大臣の同意をもって定めた隣接国の国籍者は、ハンガリー国境から30km圏内且つ24時間以内の滞在に限り入国することができます。

(3) 通過目的のため、陸路でハンガリーを経由して隣国等に移動する外国人は、入国時の健康診断で、新型コロナウイルスに感染している疑いがない場合には、入国することができます。

4 今回の政令の適用外とされる主な方は以下のとおりです。

(1) 外交・公用旅券を所持している方。

(2) ハンガリーへの入国前6ヶ月以内に、新型コロナウイルスに感染し、完治したことが証明できる方。

【参考】関連情報リンク

・ハンガリー対策本部ホームページ

<http://abouthungary.hu/> (英語), <https://koronavirus.gov.hu/> (ハンガリー語)

・ハンガリー政府ホームページ

<https://www.kormany.hu/en> (英語), <https://www.kormany.hu/hu> (ハンガリー語)

・日本外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html

※厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症情報の LINE 公式アカウントを開設中。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#SNS

・日本文部科学省から日本人留学生への連絡事項

○留学中の日本人学生の皆さんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

○海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

・世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

(問い合わせ先)

在ハンガリー日本国大使館領事部

(住所) 1125 Budapest, Zalai ut 7, Hungary

(電話) +36-1-398-3100

(FAX) +36-1-275-1281

(E-mail) consul@bp.mofa.go.jp